

様式1

メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。(送付状は不要です)

宛て先：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
愛媛県障がい者アートサポートセンター 宛て  
FAX 089-923-3717  
メール art-support@ehime-swc.or.jp  
5月2日(火) 17:15必着

## 事業説明会参加申込書

- 1 日時：令和5年5月9日(火) 14:00～
- 2 場所：愛媛県身体障がい者福祉センター 2階 大会議室

令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業説明会に参加します。  
(1法人につき3名まで)

|        |            |
|--------|------------|
| 法人名    |            |
| 法人所在地  | 〒<br>TEL   |
| 事業所名   |            |
| 事業所所在地 | 〒<br>TEL   |
| 参加者    | 所属<br>職・氏名 |
|        | 所属<br>職・氏名 |
|        | 所属<br>職・氏名 |

様式2

## 参加申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 理事長 神野 一仁 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
電話・FAX

印

令和5年 月 日付で公募のありました令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがるえひめの舞台芸術～開催事業業務委託にかかる企画提案に参加を希望します。

(応募者の概要がわかる資料を添付のこと)

商号又は名称、住所、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等についてA4版2頁程度にまとめたもの。

支社、営業所にあつては、営業歴を記載すること。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 理事長 神野 一仁 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
電 話 ・ F A X

印

下記の参加者の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 現在、愛媛県内に本社、支社又は営業所を有しています。  
(支社、営業所の場合：参加申込書提出期限において1年以上の営業歴を有しています。)
- 2 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当していません。
- 3 現在、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしていません。

※ 共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ作成すること。

## 委託業務共同企業体参加資格者誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 理事長 神野 一仁 様

共同企業体の名称

構成員 住 所  
(代表者)

商号又は名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

(以下構成員を列記)

このたび、令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業業務委託の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業業務委託について、契約書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 委 任 事 項

- 1 令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業業務委託  
に関し、当共同企業体を代表して委託者である社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団と折衝  
する権限
- 2 入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式4-2 (例示)

## 委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団発注に係る令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

|            |   |
|------------|---|
| 商号又は名称     | % |
| 商号又は名称     | % |
| (以下構成員を列記) | % |

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
  - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第18条 構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第19条 共同企業体の代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第20条 共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第21条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業業務委託共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印  
(以下構成員を列記)



様式5

宛て先：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
愛媛県障がい者アートサポートセンター 宛て  
FAX 089-923-3717 (送付状は不要です)  
メール art-support@ehime-swc.or.jp  
5月16日(火) 17:15必着

質 問 票

「令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～開催事業」について、  
下記のとおり質問します。

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 法人名  |                              |
| 連絡先  | 担当者職・氏名<br>TEL<br>FAX<br>メール |
| 質問内容 |                              |

## 企画提案書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 理事長 神野 一仁 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
電 話 ・ F A X  
印

令和 年 月 日付けで公募のありました令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがるえひめの舞台芸術～開催事業業務委託にかかる企画提案書を下記のとおり提出します。

### 記

#### ○提出書類

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| ・企画提案書               | 8 部 |
| ・概要資料                | 8 部 |
| ・協力を得る予定の業務内容及び協力事業者 | 1 部 |
| ・経歴書                 | 1 部 |

<プレゼンテーションの方法について>

該当する方法に○をつけてください。

|              |           |
|--------------|-----------|
| ア パワーポイントを使用 | イ 書類のみで行う |
|--------------|-----------|

(注) スクリーン、プロジェクター、パソコンは社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団で用意しますが、これら以外の機器を用いる場合は、応募者が各自で用意すること。

(参考様式1)

## 協力を得る予定の業務内容及び協力事業者

| 協力を得る業務内容 | 協力事業者                           |
|-----------|---------------------------------|
|           | 商号又は名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号又は名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号又は名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号又は名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号又は名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |

(参考様式2)

# 経 歴 書

(委託業務の責任者)

| 氏名 (年齢 ) |       | 所 属   |             |
|----------|-------|-------|-------------|
| 在職期間     | 勤 務 先 | 役 職 等 | これまでの主な業務実績 |
|          |       |       |             |